

加古川市総合評価競争入札試行要綱

令和6年3月29日
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式による競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほか、技術的な要素又は維持管理等に関する条件等を評価の対象に加え、品質や施工方法を総合的に評価し、価格と技術等の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象建設工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる工事は、入札価格及び入札者の施工計画、施工能力等（以下「技術提案等」という。）を総合的に評価したうえで落札者を決定することが妥当と認められる工事で、建設工事審査会による審査を経たものとする。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式により競争入札を行おうとする場合には、当該競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価競争入札における落札者の決定基準等について審査するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 総合評価競争入札における落札者決定基準に関する事項

(2) 総合評価競争入札における技術提案等を評価するために必要な資料（以下「技術資料」という。）の評価に関する事項

(3) その他総合評価競争入札に関する必要な事項

3 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は建設部、都市計画部、教育総務部、上下水道局の職員のうち建設工事審査会会長が指名する参事を、副委員長は契約検査課工事検査担当をもって充てる。

5 委員は、建設部、都市計画部、教育総務部及び上下水道局の職員のうち、建設工事審査会会長が指名する者3人をもって充てる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を臨時の委員として指名することができる。

7 委員長は、会務を総括する。

- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 10 審査会は、委員長が招集する。
- 11 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 12 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 13 委員長は、その審議のため必要と認めるときは、当該審議事項に係る事務を所掌する課長その他の職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 14 第3条の総合評価競争入札によることができる工事が特に専門的な知識、経験の活用等に基づく判断を要するものであるときは、第1項の規定による審査会は、有識者等を委員とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関としなければならない。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 市長は、総合評価競争入札を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定について、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札の公告）

第7条 市長は、総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6及び加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第78条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- （1）総合評価競争入札である旨
- （2）総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- （3）その他市長が必要と認める事項

（評価基準）

第8条 評価基準には、技術提案等に係る評価項目、得点配分その他評価に必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の評価項目及び得点配分は、工事の種類、規模、難易度等に応じて設定するものとする。

（評価の方式）

第9条 評価の方法は、次のいずれかの方式を採用して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

- （1）除算方式 入札者が最低限の要求要件を全て満たしているときに与えられる標準点

(以下「標準点」という。)に入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を加えた得点(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除する方式

(2) 加算方式 入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計に当該入札者の入札価格を当該入札の公告において定める方式により得点化したものを加える方式

(落札者の決定の方法)

第10条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札者の提示する性能、機能、技術等が入札公告において明らかにした技術的要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 前条第1号の除算方式によって評価する場合においては、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とするものとする。

4 前項の規定は、次順位者の決定について準用する。

(低入札価格調査)

第11条 総合評価競争入札を行った場合において、契約ごとに、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び入札を失格とする価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

2 調査基準価格の算定については、加古川市建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱(平成16年3月2日総務部長決定)第4条の規定を準用する。

3 調査基準価格及び失格基準価格は、あらかじめ、加古川市財務規則第80条第1項に規定する予定価格を記載した書面に記載するものとする。

4 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行う。

5 低入札価格調査を行う場合において、落札候補者は、別途指示する日時までに低入札価格調査に係る資料を契約検査課へ提出するとともに、事後の調査に協力しなければならない。

6 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者としめないこととする。

7 低入札価格調査の経過に対する問合せには応じないこととする。

(失格基準価格)

第12条 失格基準価格の算定については、加古川市建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1号ア中「10分の9.7」は「10分の9」と、同号イ中「10分の9」は「10分の7」と読み替えるものとする。

2 失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。

(総合評価競争入札への参加申請等)

第13条 総合評価競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する期限までに、入札参加申込書、技術資料その他市長が必要と認める図書（以下これらを「入札参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

2 前項の技術資料は、市長が別に指定する様式によるものとする。

(入札結果の公表)

第14条 市長は、落札決定後速やかに総合評価の結果について公表するものとする。

2 市長は、落札者が決定したときは、当該落札者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(技術資料の担保)

第15条 契約の締結に当たっては、契約の相手方が提示した技術資料は、設計図書の一部とする。

2 契約の相手方が提示した技術提案等に関しては、契約の相手方に履行義務があるものとする。ただし、市長が必要でないとしたものについては、この限りでない。

3 前項の規定により履行義務とした提案内容（以下「履行義務事項」という。）については、契約の相手方に対して書面により通知し、履行状況の監督又は検査を行うものとする。この場合において、当該履行義務事項が不履行であるときは、契約の相手方は理由を付して書面により申し出なければならない。

4 前項の履行義務事項は、原則として設計変更等の対象としないものとする。

(責任の所在等)

第16条 契約の相手方は、技術提案等の適正な履行について責任を負うものとし、それを適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する契約の相手方の責任が軽減されるものではない。

2 契約の相手方の技術提案等が履行されなかった場合で再度の施工が困難あるいは合理的でないときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、工事成績評定の減点を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、技術提案等の不履行があったときは、契約の相手方が履行した技術提案の内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一となるよう再計算した額と入札金額の差額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を契約金額から減額するものとする。

4 契約金額の減額に当たっては、審査会の審議を経るものとする。

(技術提案等の内容の不公表等)

第17条 提示のあった技術提案等の内容は、その採否にかかわらず、公表しない。

2 技術提案等について、今後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案等については、この限りでない。

(費用負担)

第18条 入札参加申込書等の作成及び提出に要した費用は、入札者の負担とする。

(説明請求)

第19条 総合評価競争入札に参加した者で落札者とならなかったものは、市長に対し、第14

条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められた場合は、速やかに回答するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(加古川市総合評価落札方式(特別簡易型)試行要綱の廃止)

2 加古川市総合評価落札方式(特別簡易型)試行要綱(平成20年10月21日総務部長決定)は、廃止する。